

八潮市多文化共生推進プラン (骨子案)

令和2年7月

八潮市

目 次

第1章 プランの策定にあたって

1. プラン策定の趣旨…………… 1
2. 多文化共生をめぐる動向…………… 2
3. プランの位置づけと計画期間…………… 10

第2章 八潮市の現状と課題

1. 八潮市の現状…………… 11
2. 外国人市民意識調査の結果…………… 16
3. 八潮市の多文化共生に関する課題…………… 25

第3章 基本的な考え方

1. 基本目標…………… 28
2. 施策の柱と基本施策…………… 29
3. 施策の体系…………… 30
4. 数値目標…………… 31

第4章 施策の展開

- 施策の柱1 学習支援と円滑なコミュニケーション…………… 32
1. 日本語学習の支援…………… 32
 2. 行政・生活情報の提供…………… 35
- 施策の柱2 誰もが安心して暮らせるまちづくり…………… 38
1. 相談体制の充実…………… 38
 2. 生活基盤の充実…………… 39
- 施策の柱3 意識啓発と地域参画…………… 43
1. 多文化共生の地域づくり…………… 43
 2. 地域社会への参画…………… 46

第5章 プランの推進

1. プランの推進体制…………… 47
2. プランの周知と進行管理…………… 47

資料編

第1章 プランの策定にあたって

1. プラン策定の趣旨

本市は、平成28年3月に策定した「第5次八潮市総合計画」の基本理念の一つとして「共生・協働」を掲げ、多様な共生によるまちづくりを進めています。

本市に滞在し暮らす外国人は、令和2（2020）年6月末現在で4,012人おり、市民の23人に1人が外国人という状況です。

わが国では少子高齢化が進み、人口減少社会が本格化しつつありますが、高齢者の介護のために働く外国人の迎え入れや海外の優秀な外国人の呼び込みなど、外国人を受け入れて、日本の経済社会の一角を支えてもらうという構造ができつつあります。

このように、外国人の増加と定住化、なかでも大都市圏に外国人が集中する現状が見られる中で、日本人住民にとっても外国人住民にとっても暮らしやすい、多文化共生のまちづくりが求められます。

総務省では、多文化共生について「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」と定義しています。多文化共生を実現していくためには、市民一人ひとりが多文化共生への理解を深めながら、外国人住民も日本人住民とともに地域社会に参加していくことができる仕組みづくりが求められます。

こうした動向を踏まえつつ、八潮市がめざす多文化共生社会の実現に向け、市、市民及び事業者で課題を共有し、一体となって多文化共生を推進していくために、「八潮市多文化共生推進プラン」を策定します。

2. 多文化共生をめぐる動向

(1) 国の動向

わが国に滞在し、暮らす外国人は令和元（2019）年6月末現在 283 万人に達し、総人口に占める割合は 2.24%と増加を続けています。

多文化共生に関する国の政策としては、平成 18（2006）年に総務省が「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、地域における多文化共生の意義を次のようにあげています。

- ①外国人住民の受入れ主体としての地域
- ②外国人住民の人権保障
- ③地域の活性化
- ④住民の異文化理解力の向上
- ⑤ユニバーサルデザインのまちづくり

具体的な施策としては、「コミュニケーション支援」、「生活支援」、「多文化共生の地域づくり」の三本柱が示されています。その後、平成 24（2012）年には、住民基本台帳法の改正によって外国人も住民基本台帳制度の適用対象となり、新たな在留管理制度のもと、外国人も日本人と同様に基礎的行政サービスが受けられるようになりました。

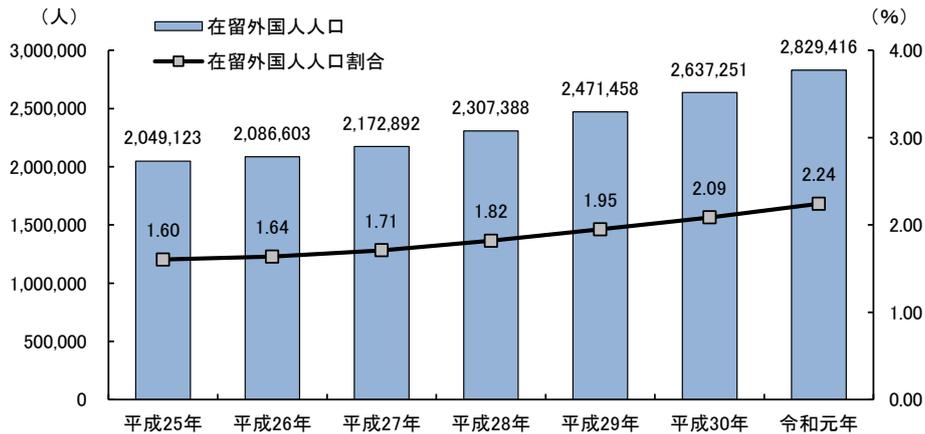
平成 30（2018）年 12 月には、「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が成立するとともに、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」が取りまとめられ、また、翌年には改訂が図られ、外国人の受入れの環境整備が進められています。今後、14 の分野において、34 万 5 千人の特定技能外国人を労働者として受け入れることとしています。

外国人材を適正に受け入れ、共生社会の実現を図ることにより、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会の実現をめざす方向性が示されています。

また、令和元（2019）年 6 月には「日本語教育の推進に関する法律」が施行され、日本で暮らす外国人への日本語教育は国や自治体の責務としています。

令和 2（2020）年には「日本語教育の推進に関する政策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」がまとめられています。この方針では、自治体は住民基本台帳や福祉、国際交流を担当する部署のほか、外国人学校やNPOと連携して就学状況を把握し、保護者に学校などの情報を提供する取り組みを進めるとしています。

全国の在留外国人口及び人口に占める割合の推移



資料:法務省「在留外国人統計」(各年6月末現在)、総務省「人口推計」

在留外国人（在留管理制度）

「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」により、平成24年7月9日から、入管法上の在留資格をもって日本に中長期間在留する外国人を対象として法務大臣が在留管理に必要な情報を継続的に把握する制度。制度の対象となる在留外国人には在留許可に伴い在留カードが発行される。外国人登録制度は平成24年7月に廃止されているが、法務省の在留外国人統計では法改正前のデータは外国人登録者数を使用している。

地域における多文化共生推進プラン

平成18（2006）年3月 総務省

1. 地域における多文化共生の意義

- (1) 外国人住民の受入れ主体としての地域
- (2) 外国人住民の人権保障
- (3) 地域の活性化
- (4) 住民の異文化理解力の向上
- (5) ユニバーサルデザインのまちづくり

2. 地域における多文化共生施策の基本的考え方

- (1) コミュニケーション支援
- (2) 生活支援
- (3) 多文化共生の地域づくり
- (4) 多文化共生施策の推進体制の整備

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

- (1) コミュニケーション支援
 - ① 地域における情報の多言語化
 - ア. 多様な言語、多様なメディアによる行政・生活情報の提供

- イ. 外国人住民の生活相談のための窓口の設置、専門家の養成
- ウ. NPO等との連携による多言語情報の提供
- エ. 地域の外国人住民の相談員等としての活用
- ②日本語及び日本社会に関する学習支援
 - ア. 地域生活開始時におけるオリエンテーションの実施
 - イ. 日本語および日本社会に関する学習機会の提供

(2)生活支援

①居住

- ア. 情報提供による居住支援、入居差別の解消
- イ. 住宅入居後のオリエンテーションの実施
- ウ. 自治会・町内会等を中心とする取組の推進
- エ. 外国人住民が集住する団地等における相談窓口の設置

②教育

- ア. 学校入学時の就学案内や就学援助制度の多様な言語による情報提供
- イ. 日本語の学習支援
- ウ. 地域ぐるみの取組
- エ. 不就学の子どもへの対応
- オ. 進路指導および就職支援
- カ. 多文化共生の視点に立った国際理解教育の推進
- キ. 外国人学校の法的地位の明確化
- ク. 幼児教育制度の周知および多文化対応

③労働環境

- ア. ハローワークとの連携による就業支援
- イ. 商工会議所等との連携による就業環境の改善
- ウ. 外国人住民の起業支援

④医療・保健・福祉

- ア. 外国語対応可能な病院・薬局に関する情報提供
- イ. 医療問診票の多様な言語による表記
- ウ. 広域的な医療通訳者派遣システムの構築
- エ. 健康診断や健康相談の実施
- オ. 母子保健および保育における対応
- カ. 高齢者・障害者への対応

⑤防災

- ア. 災害等への対応
- イ. 緊急時の外国人住民の所在把握
- ウ. 災害時の通訳ボランティアの育成・支援、連携・協働
- エ. 大規模災害時に備えた広域応援協定
- オ. 災害時の外国人への情報伝達手段の多言語化、多様なメディアとの連携

⑥その他

- ア. より専門性の高い相談体制の整備と人材育成
- イ. 留学生支援

(3)多文化共生の地域づくり

①地域社会に対する意識啓発

- ア. 地域住民等に対する多文化共生の啓発
- イ. 多文化共生の拠点づくり
- ウ. 多文化共生をテーマにした交流イベントの開催

②外国人住民の自立と社会参画

- ア. キーパーソン・ネットワーク・自助組織等の支援
- イ. 外国人住民の意見を地域の施策に反映させる仕組みの導入
- ウ. 外国人住民の地域社会への参画
- エ. 地域社会に貢献する外国人住民の表彰制度

(4)多文化共生の推進体制の整備

①多文化共生の推進を所管とする担当部署の設置や庁内の横断的な連携

②地域における各主体の役割分担と連携・協働

【市区町村の役割】

- ア. 市区町村の役割
- イ. 各主体の連携・協働

【都道府県の役割】

- ア. 都道府県の役割
- イ. 各主体の連携・協働

1 外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等

- (1) 国民及び外国人の声を聴く仕組みづくり
- (2) 啓発活動等の実施

2 外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進に向けた取組

- (1) 特定技能外国人の大都市圏その他特定地域への集中防止策等
- (2) 特定技能試験の円滑な実施等
- (3) 悪質な仲介事業者等の排除
- (4) 海外における日本語教育基盤の充実等

3 生活者としての外国人に対する支援

- (1) 暮らしやすい地域社会づくり
 - ① 行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備
 - ② 地域における多文化共生の取組の促進・支援
- (2) 生活サービス環境の改善等
 - ① 医療・保健・福祉サービスの提供環境の整備等
 - ② 災害発生時の情報発信・支援等の充実
 - ③ 交通安全対策、事件・事故、消費者トラブル、法律トラブル、人権問題、生活困窮相談等への対応の充実
 - ④ 住宅確保のための環境整備・支援
 - ⑤ 金融・通信サービスの利便性の向上
- (3) 円滑なコミュニケーションの実現（日本語教育の充実）
- (4) 外国人の子供に係る対策
- (5) 留学生の就職等の支援
- (6) 適正な労働環境等の確保
 - ① 適正な労働条件と雇用管理の確保、労働安全衛生の確保
 - ② 地域での安定した就労の支援
- (7) 社会保険への加入促進等

4 新たな在留管理体制の構築

- (1) 在留資格手続の円滑化・迅速化
- (2) 在留管理基盤の強化
- (3) 留学生の在籍管理の徹底
- (4) 技能実習制度の更なる適正化
- (5) 不法滞在者等への対策強化

(2) 県の動向

埼玉県に暮らす外国人は、令和元（2019）年6月末現在 189,043 人と全国で5番目に多く、県人口に占める割合は 2.58%と増加を続けています。国籍・地域別では、中国が約4割を占め、次いでベトナム、フィリピン、韓国などが多くなっています。

県においては、平成 19（2007）年に「埼玉県多文化共生推進プラン」を策定し、翌年の平成 20（2008）年には埼玉県多文化共生推進会議を設置し、多文化共生によるまちづくりを進めてきました。

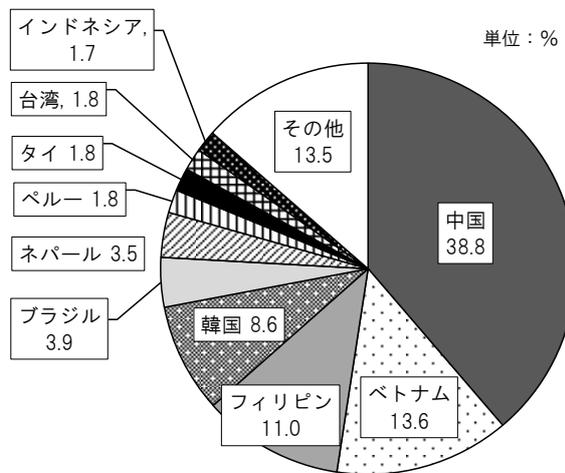
その後、平成 24（2012）年に同プランの見直しを行い、平成 29（2017）年には、埼玉県多文化共生推進会議における協議と県民コメントの意見等を踏まえて、新たに「埼玉県多文化共生推進プラン（平成 29 年度～令和 3 年度）」を策定しています。

「日本人住民と外国人住民が地域社会を支え、共に歩む県づくり」を基本目標に、基本的な取組を3つあげています。1つ目に、埼玉県多文化共生キーパーソンの委嘱や外国人総合相談センター埼玉の運営など「誰もが暮らしやすい地域づくり」、2つ目に、埼玉県の魅力発信や留学生の誘致促進など「多文化パワーの受入れ」、3つ目に、おもてなし通訳士の養成や案内ボランティアの育成、活用など「共に輝き活躍する地域づくり」を掲げ、外国人住民の自立支援や社会参加を促進する施策を実施しています。

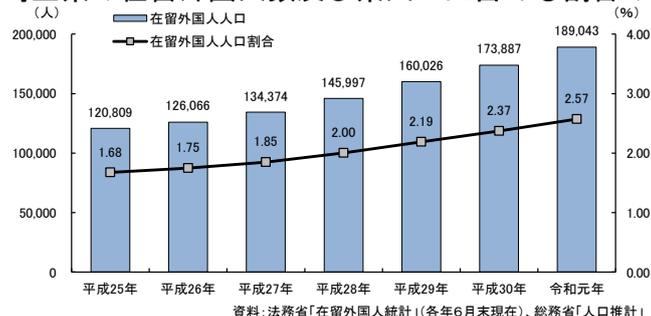
都道府県別在留外国人数及び埼玉県国籍別在留外国人の内訳

順位	都道府県名	在留外国人数
1	東京	581,446
2	愛知	272,855
3	大阪	247,184
4	神奈川	228,029
5	埼玉	189,043
6	千葉	162,588
7	兵庫	112,722
8	静岡	96,654
9	福岡	79,129
10	茨城	67,986
：	：	：
45	高知	4,746
46	鳥取	4,739
47	秋田	4,230
	全国総数	2,829,416

資料：総務省「在留外国人統計」
（令和元年6月末現在）



埼玉県の在留外国人数及び県人口に占める割合の推移



基本目標

日本人住民と外国人住民が地域社会を支え、共に歩む県づくり

基本指標

外国人の支援・案内を行うボランティアの登録者数

平成 27 年度末登録者数 4,597 人→目標値 7,000 人

(令和 2 年 3 月 目標値 9,000 人に変更)

取 組

①誰もが暮らしやすい地域づくりー次代を担う人材の育成ー

- やさしい日本語の普及
- 日本語を母語としない子供に対する就学支援
- 災害時の外国人支援体制の充実
- 行政・生活情報の提供と相談体制の整備 等

②多文化パワーの受入れー高度人材が集まる環境づくりー

- 外国人留学生の県内企業への就職支援
ーグローバル人材育成センター埼玉の活用ー
- 留学生や訪日教育旅行の誘致 等

③共に輝き活躍する地域づくり

- ー東京 2020 オリンピック・パラリンピックをはじめとする国際大会の開催を契機とした多文化共生の社会づくりー
- 外国人案内ボランティアの育成と在留外国人の地域参画の促進
- 多文化共生キーパーソンの活用
- 五輪大会文化プログラムを通じた多文化理解
- 埼玉観光の魅力発信と外国人観光客のおもてなし 等

(3) 市の動向

本市の在留外国人数は令和元（2019）年6月末現在3,754人であり、埼玉県内で12番目に多い在留外国人数となっています。割合で見ると、埼玉県内で4番目に高い状況となっています。

市の最上位計画である「第5次八潮市総合計画」では、多文化共生について「ふれあいと連帯感にみちた地域社会づくり（コミュニティ）」の中で、日本の生活や文化、慣習等を学ぶ場や機会を提供し、外国人住民との交流の促進を図るとともに、日本語指導や国際交流などを主体的に行える人材を養成することとしています。

埼玉県内市町村別在留外国人数

順位	市町村名	在留外国人数
1	川口市	37,855
2	さいたま市	26,520
3	川越市	8,785
4	戸田市	7,664
5	草加市	7,311
6	蕨市	7,162
7	越谷市	6,919
8	所沢市	6,082
9	三郷市	4,501
10	朝霞市	4,049
11	春日部市	3,957
12	八潮市	3,754
13	上尾市	3,728
14	新座市	3,559
15	熊谷市	3,528

資料：総務省 在留外国人統計
（令和元年6月末現在）

順位	市町村名	割合(%)
1	蕨市	9.54
2	川口市	6.40
3	戸田市	5.41
4	八潮市	4.07
5	上里町	4.02
6	三郷市	3.18
6	和光市	3.18
8	本庄市	3.13
9	嵐山町	3.07
10	羽生市	3.04
11	坂戸市	2.93
12	草加市	2.92
13	朝霞市	2.85
14	神川町	2.71
15	東松山市	2.68

総務省：埼玉県人口推計より算出
（令和元年6月末現在）

3. プランの位置づけと計画期間

- (1) このプランは、国の「地域における多文化共生推進プラン」、県の「埼玉県多文化共生推進プラン」の趣旨を踏まえて策定します。
- (2) このプランは、市の総合計画、その他の関連する分野別計画との整合性を図り、策定します。
- (3) このプランは、策定委員会の意見を尊重するとともに、これまでの取組状況や課題を整理し、市民意識調査の結果やパブリックコメントによる市民参加のもとに策定します。
- (4) プランの計画期間は、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間とし、社会情勢の変化等により、必要に応じて見直しを行います。

平成 28	29	30	令和元	2	3	4	5	6	7年度	
第5次八潮市総合計画										
					八潮市多文化共生推進プラン					

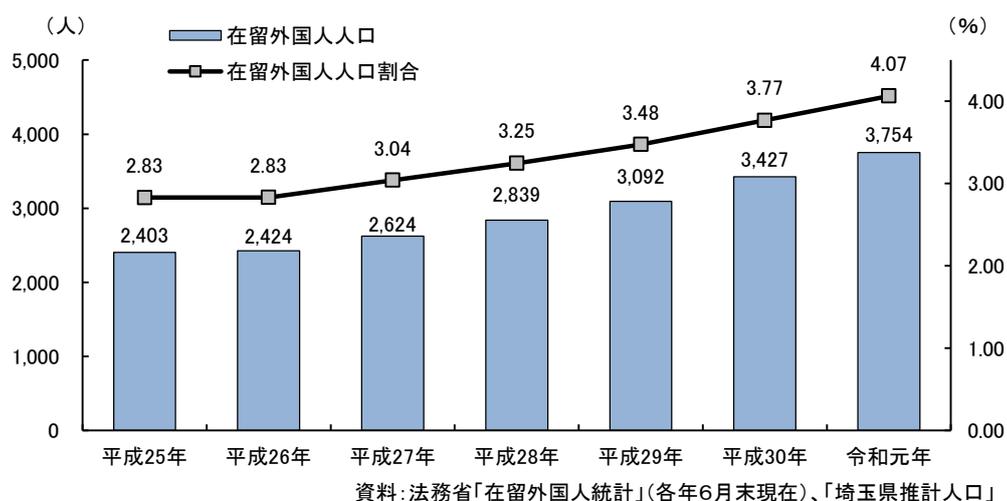
第2章 八潮市の現状と課題

1. 八潮市の現状

(1) 外国人住民の状況

本市の在留外国人は、令和元（2019）年6月末現在 3,754 人、総人口（92,337 人）に占める割合は 4.07% となっており、平成 25（2013）年と比べ約 1.6 倍に増加しています。

在留外国人口及び市人口に占める割合の推移

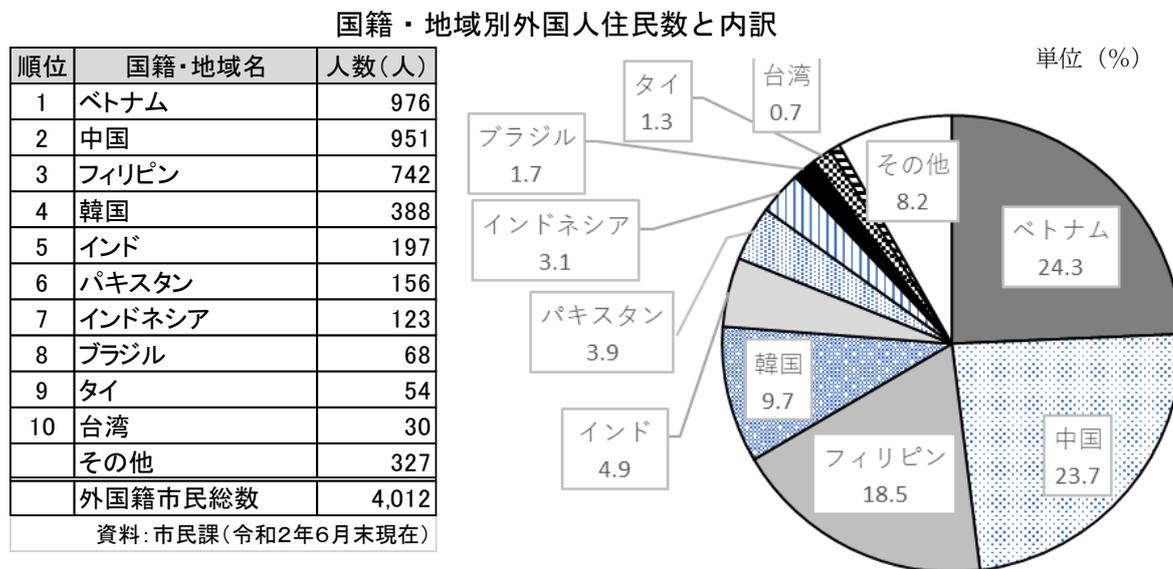


八潮市年齢別外国人市民数

(令和2年6月末現在)	八潮市全体		外国人市民	
	総市民数(人)	割合(%)	外国人市民数(人)	割合(%)
年少人口(14歳以下)	11,590	12.5%	470	11.7%
生産年齢人口(15歳～64歳)	59,943	64.8%	3,426	85.4%
15歳～39歳	28,430	30.7%	2,249	56.1%
40歳～64歳	31,513	34.1%	1,177	29.3%
老年人口(65歳以上)	20,937	22.6%	116	2.9%
65歳～74歳	10,471	11.3%	84	2.1%
75歳以上	10,466	11.3%	32	0.8%
総数	92,470	100.0%	4,012	100.0%

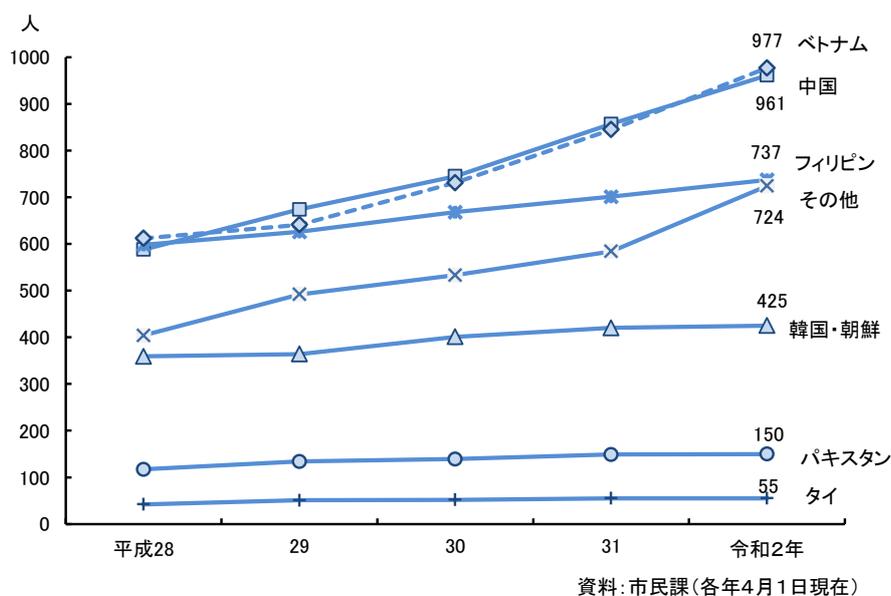
(2) 国籍・地域別の状況

国籍・地域別にみると、令和2（2020）年6月末現在、ベトナムが976人（24.3%）で最も多く、次いで中国951人（23.7%）、フィリピン742人（18.5%）、韓国・朝鮮388人（9.7%）であり、上位4カ国で全体の8割近くを占めています。以下、インド、パキスタン、インドネシア、ブラジル、タイ、台湾と続きますが、全体では51の国・地域に及びます。国籍・地域別の推移をみると、近年ベトナムと中国の増加が著しくなっています。



(※前ページの在留外国人統計とは数値が異なります)

国籍・地域別外国人住民数の推移

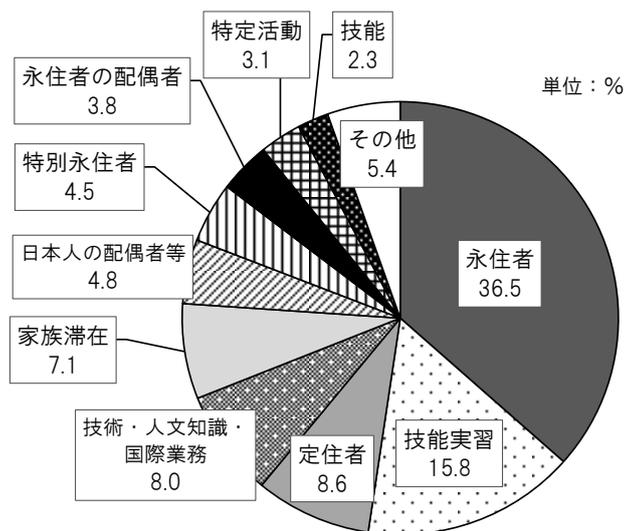


(3) 在留資格別の状況

在留資格別にみると、平成30(2018)年11月末現在、「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者」「定住者」「特別永住者」が全体の6割近くを占めており、全国と比較しても定住する外国人の割合が高いことがわかります。

また、「技能実習」の割合も全国を上回っていますが、「技能実習」の資格をもつ外国人の半数はベトナム国籍であり、近年の増加傾向の一因と考えられます。

在留資格別の外国人住民内訳



在留資格別外国人住民数 (八潮市・全国)

在留資格	八潮市		全国	
	外国籍 住民数(人)	割合 (%)	在留外国人 数(人)	割合 (%)
身分または地位に基づく在留資格等	2,054	58.3	1,481,744	52.4
永住者	1,286	36.5	783,513	27.7
日本人の配偶者等	171	4.8	143,246	5.1
永住者の配偶者	133	3.8	39,537	1.4
定住者	304	8.6	197,599	7.0
特別永住者	160	4.5	317,849	11.2
活動に基づく在留資格	1,472	41.7	1,347,672	47.6
技術・人文知識・国際業務	282	8.0	256,414	9.1
技能	80	2.3	40,361	1.4
技能実習	557	15.8	367,709	13.0
家族滞在	251	7.1	191,017	6.8
特定活動	111	3.1	61,675	2.2
その他	191	5.4	430,496	15.2
外国人総数	3,526	100.0	2,829,416	100.0

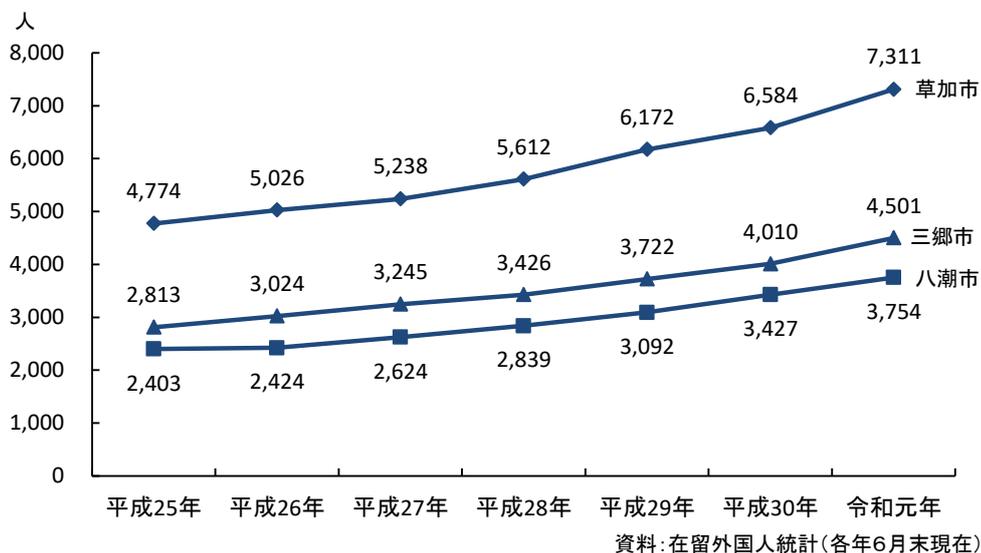
資料 八潮市:市民課(平成30年11月末現在)
国:総務省(令和元年6月末現在)

(4) 周辺自治体との比較

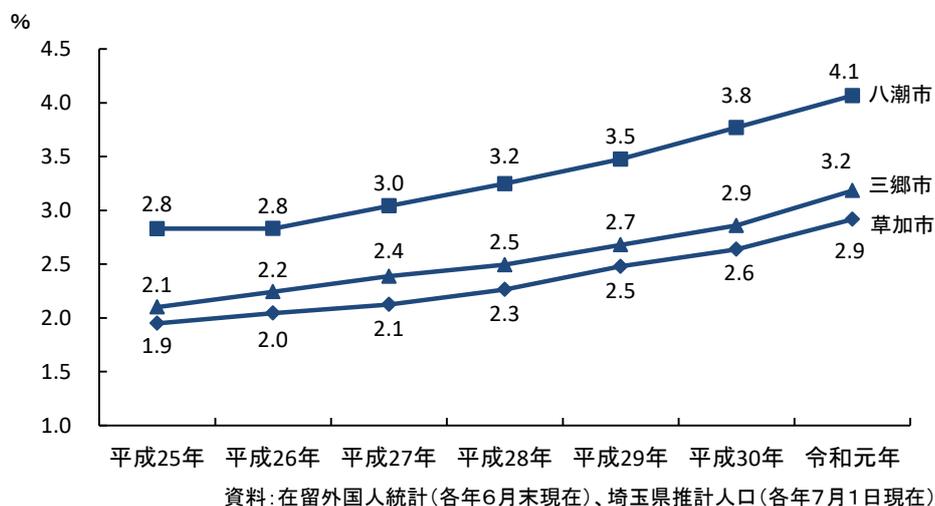
在留外国人数における周辺自治体との比較では、令和元（2019）年6月末時点で、本市の3,754人に対し、草加市7,311人、三郷市4,501人となっており、本市を含むいずれの自治体も在留外国人人口は増加傾向にあります。

在留外国人の割合については、八潮市が周辺自治体を上回っています。

本市及び周辺自治体の在留外国人の推移



本市及び周辺自治体の在留外国人の割合の推移



(5) 本市の外国人住民の状況のまとめ

本市は、埼玉県内で12番目に外国人住民が多い自治体となっており、その数は年々増加を続け、市の総人口に占める外国人住民の割合は、国・県を上回っています。

外国人住民数が増加しているのは本市だけではなく、周辺の自治体でも同様に増加傾向がみられます。

本市に在住する外国人住民は、ベトナム、中国、フィリピン、韓国の4つの国で8割近くを占めていますが、全体では51の国・地域に及ぶなど多国籍化が進んでいます。

在留資格別の割合で見ると、永住者をはじめ、日本人や永住者の配偶者、定住者、特別永住者などの在留資格をもつ外国人住民が全体の6割近くを占め、全国と比較しても定住する外国人が多い状況がみてとれます。

また、技能実習の対象職種である製造業や建設業が多く立地する本市では、技能実習の在留資格をもつ人の割合も高くなっています。

以上のように、多くの国・地域から多様な文化的背景をもつ外国人が本市に暮らしていることがわかります。

2. 外国人市民意識調査の結果

(1) 調査の目的

本プランの策定にあたり、外国人住民の生活実態やニーズを把握するとともに、外国人住民が地域コミュニティに参画しやすい環境などについて調査をするため、外国人市民意識調査を実施しました。

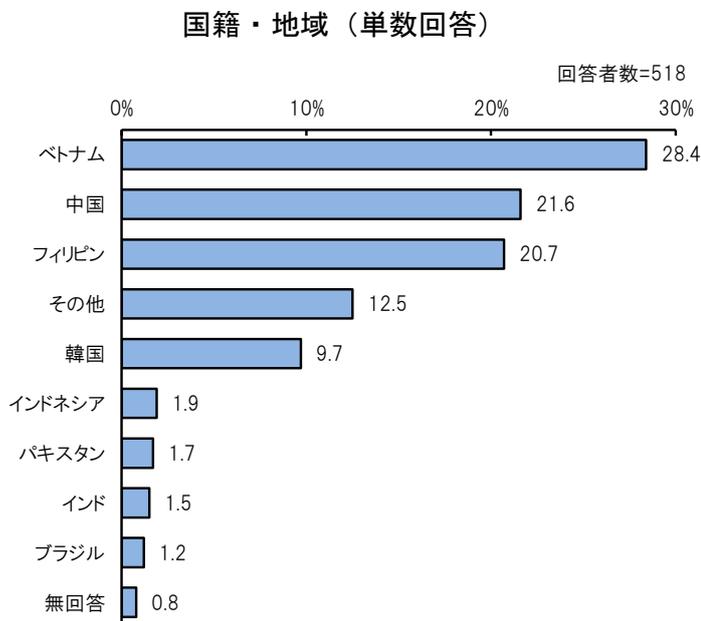
(2) 調査の概要

調査対象	八潮市在住の満 18 歳以上の外国人市民(令和元年7月1日現在)
実施期間	令和元(2019)年8月1日～8月 30 日
調査方法	郵送配布、郵送回収
使用言語	中国語(簡体字)、ベトナム語、英語の3言語にやさしい日本語を併記
配布数	1,300 票
有効回収数 (回収率)	518 票 (39.8%)

(3) 調査の結果

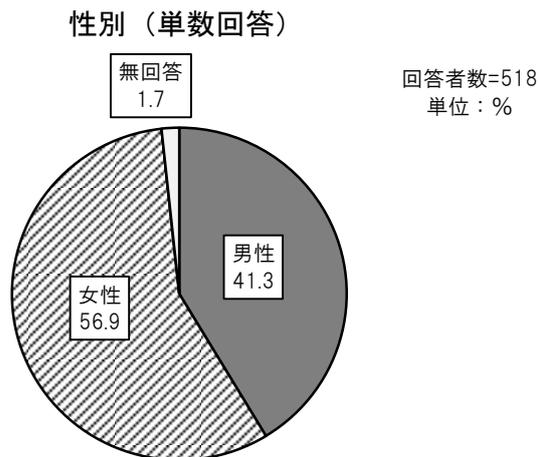
【国籍・地域】

回答者の国籍・地域は「ベトナム」28.4%、「中国」21.6%、「フィリピン」20.7%と続きます。



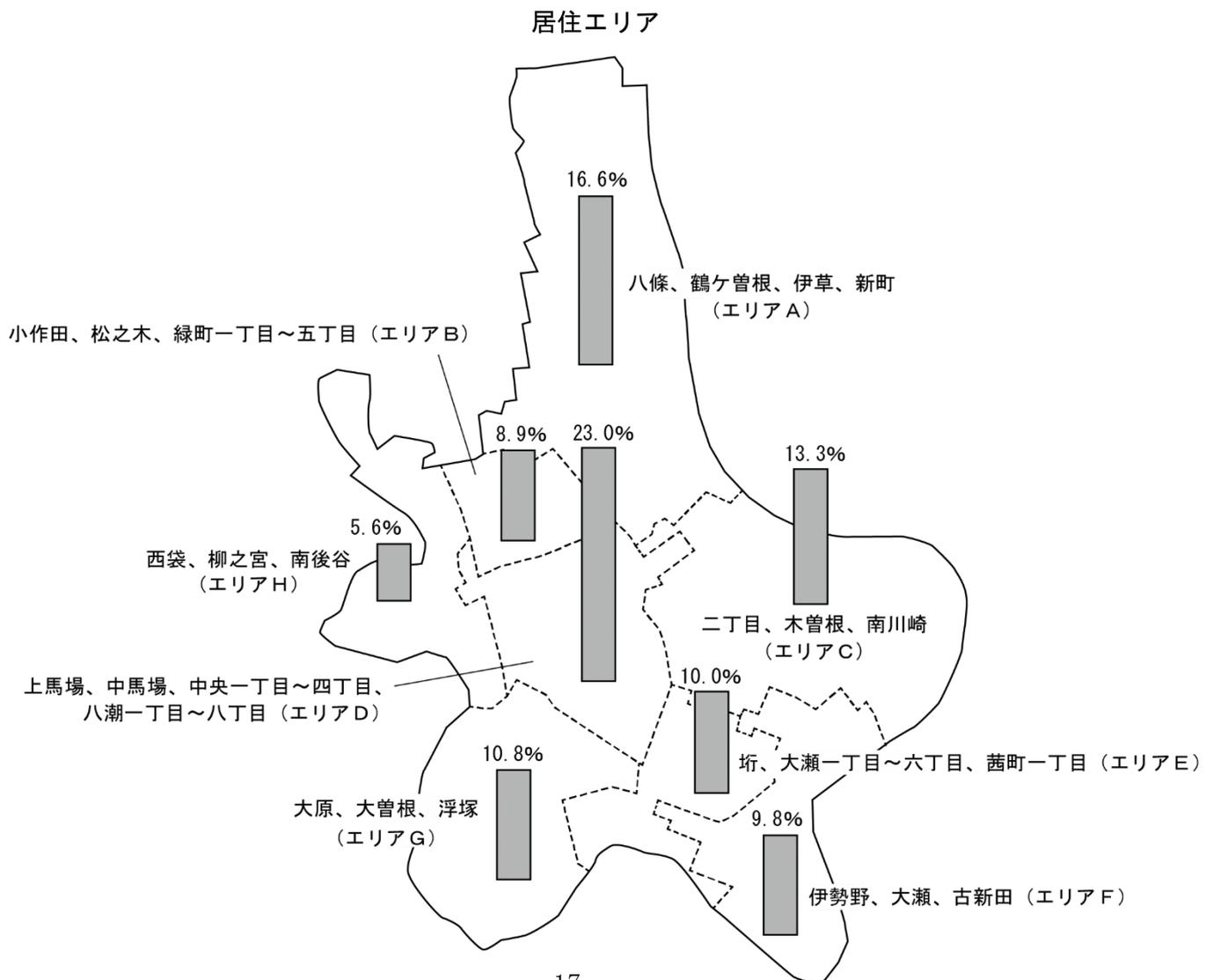
【性別】

性別は、女性の56.9%が男性の41.3%を上回ります。



【居住エリア】

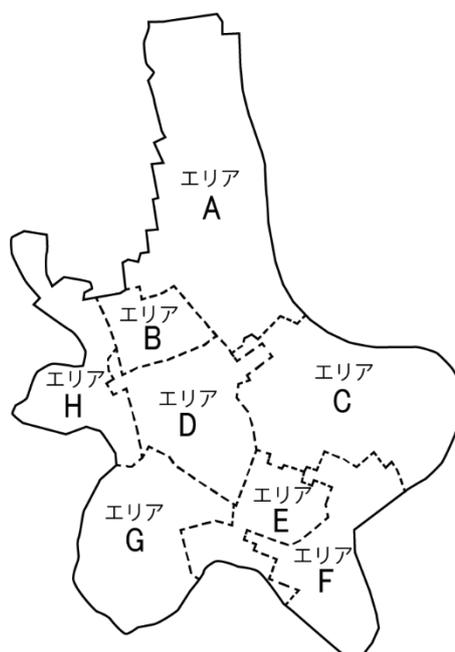
居住地区は「上馬場、中馬場、中央一丁目～四丁目、八潮一丁目～八丁目」のエリアDが最も多く23.0%、次いで「八條、鶴ヶ曾根、伊草、新町」のエリアAが16.6%、「二丁目、木曾根、南川崎」のエリアC13.3%の順となっています。



また、国籍・地域別にみると、比較的多く住んでいるのは、ベトナムはエリアAが最も多く 27.9%、次いでエリアD 21.1%、中国はエリアD、エリアEともに 22.3%、フィリピンはエリアD 34.6%となっています。

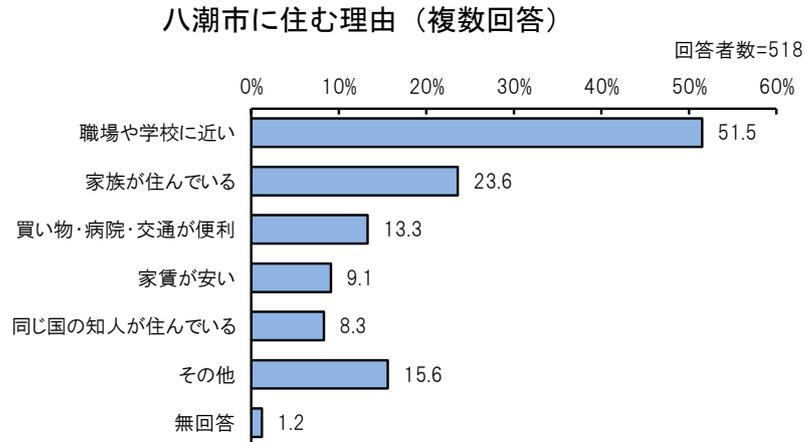
国籍・地域別 居住エリア（上位3位・単数回答）

順位／ 国籍・地域	ベトナム	中国	フィリピン	韓国	その他
1位	エリアA 27.9%	エリアD／エリアE 22.3%	エリアD 34.6%	エリアD／エリアF 18.0%	エリアA 22.4%
2位	エリアD 21.1%		エリアG 15.9%		エリアD 16.3%
3位	エリアC 19.0%	エリアG 13.4%	エリアC／エリアF 12.1%	エリアC 16.0%	エリアB 13.3%



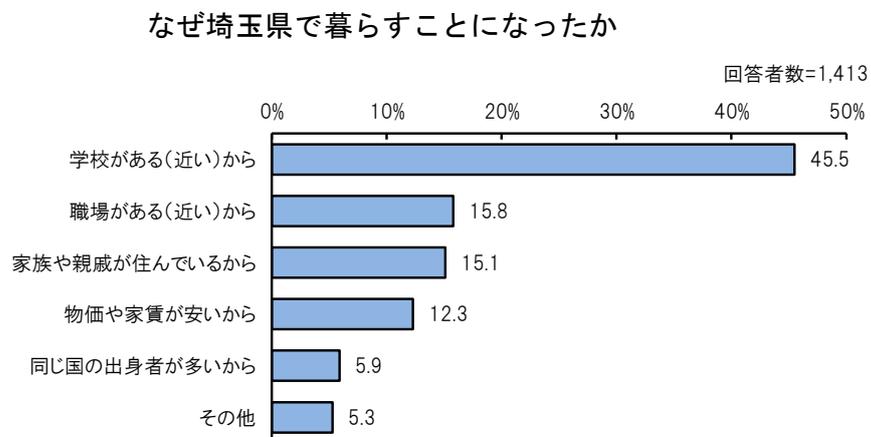
【八潮市に住む理由】

八潮市に住む理由は、「職場や学校に近い」が51.5%と2人に1人があげています。次いで「家族が住んでいる」23.6%、「買い物・病院・交通が便利」13.3%と続きます。



埼玉県外国人住民意識調査（平成30年度）との比較

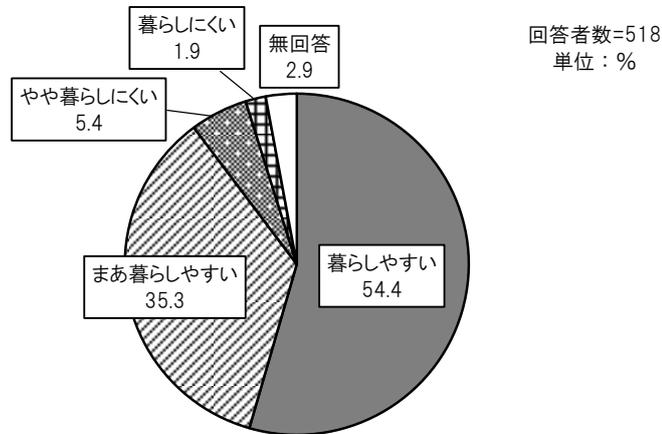
埼玉県調査では、「なぜ埼玉県で暮らす（生活する、住む）ことになりましたか」との問いです。回答は、「学校がある（近い）から」45.5%、次いで「職場がある（近い）から」15.8%、「家族や親戚が住んでいるから」15.1%と続き、本市と同じ傾向にあります。



【暮らしやすさ】

暮らしやすさについては、「暮らしやすい」54.4%、「まあ暮らしやすい」35.3%、合わせた『暮らしやすい』は89.7%と約9割となっています。

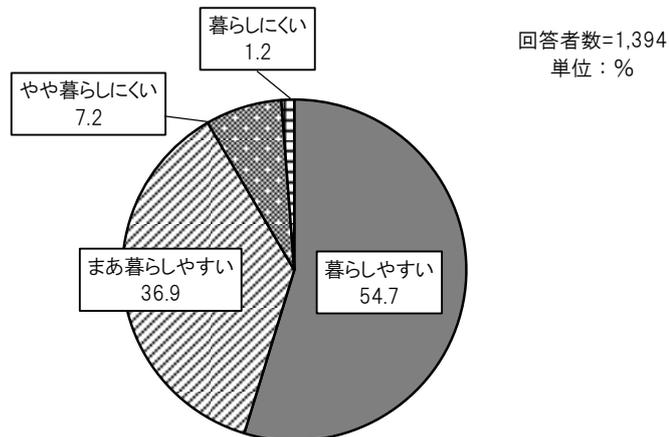
八潮市の暮らしやすさ（単数回答）



埼玉県外国人住民意識調査（平成30年度）との比較

埼玉県調査では、「埼玉県は暮らしやすいですか」との問です。回答は、「暮らしやすい」54.7%、「やや暮らしやすい」36.9%、「やや暮らしにくい」7.2%、「暮らしにくい」1.2%であり、暮らしやすさは本市と変わりません。

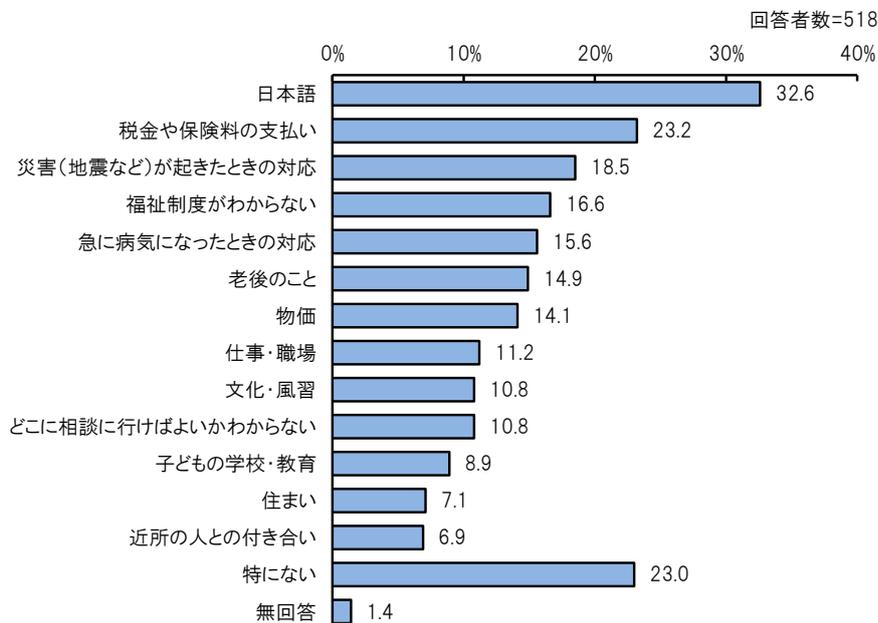
埼玉県の暮らしやすさ



【普段の生活での困りごと】

普段の生活で困っていることや不安なことについて、「日本語」32.6%、「税金や保険料の支払い」23.2%、「災害（地震など）が起きたときの対応」18.5%、「福祉制度がわからない」16.6%などと続きます。

普段の生活で困っていることや不安なこと（複数回答）



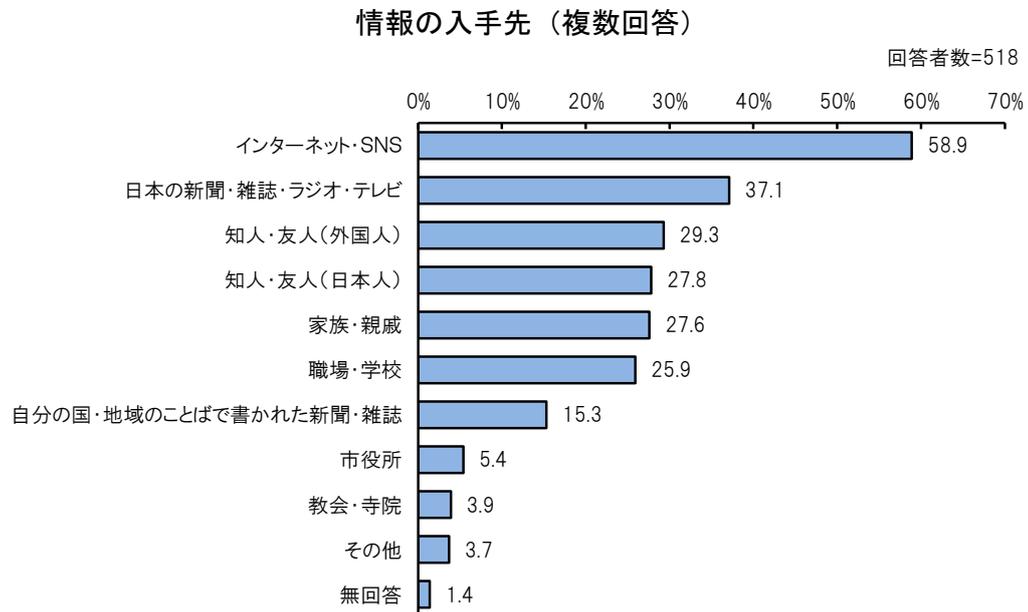
日本での居住年数別でみると、3年～5年未満と10年以上を除いては「日本語」が最も多く、6か月未満では72.7%と7割を超えます。「税金や保険料の支払い」は3年～5年未満が最も多く41.5%、次いで3年以上25.6%、5～10年未満20.6%となっています。「災害（地震など）が起きたときの対応」は、1年～3年未満が22.9%、10年以上21.7%、6ヶ月～1年未満14.8%となっています。

日本での居住年数別 普段の生活で困っていることや不安なこと（上位3位・複数回答）

順位／居住年数	6ヶ月未満	6ヶ月～1年未満	1年～3年未満	3年～5年未満	5年～10年未満	10年以上
1位	日本語 72.2%	日本語 48.1%	日本語 51.4%	税金や保険料の支払い 41.5%	日本語 31.7%	老後のこと 31.0%
2位	文化・風習 27.8%	どこに相談に行けばよいか わからない 33.3%	災害(地震など)が起きた ときの対応 22.9%	日本語 38.5%	特にない 25.4%	特にない 28.6%
3位	福祉制度が わからない／ 急に病気にな ったときの対 応／物価 16.7%	福祉制度が わからない 29.6%	特にない 20.7%	福祉制度が わからない／ 物価 23.1%	福祉制度が わからない 23.8%	税金や保険 料の支払い 25.6%

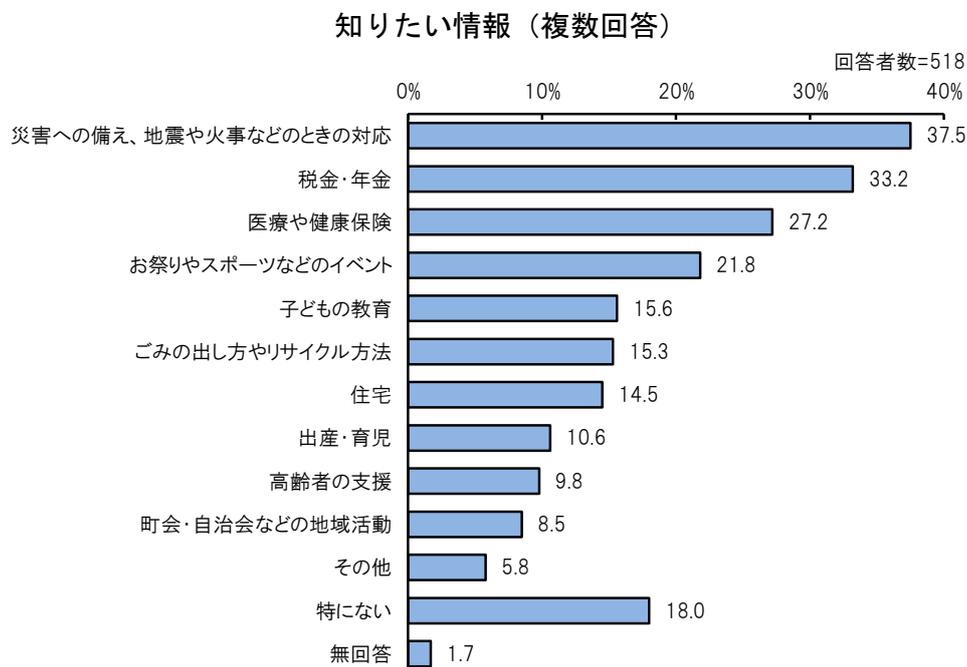
【情報の入手先】

情報の入手先は、「インターネット・SNS」が58.9%、約6割となっています。次いで「日本の新聞・雑誌・ラジオ・テレビ」37.1%、「知人・友人（外国人）」29.3%、「知人・友人（日本人）」27.8%などとなっています。



【知りたい情報】

生活していくうえでもっと知りたい情報は、「災害への備え、地震や火事などのときの対応」37.5%、「税金・年金」33.2%、「医療や健康保険」27.2%、「お祭りやスポーツなどのイベント」21.8%と続きます。



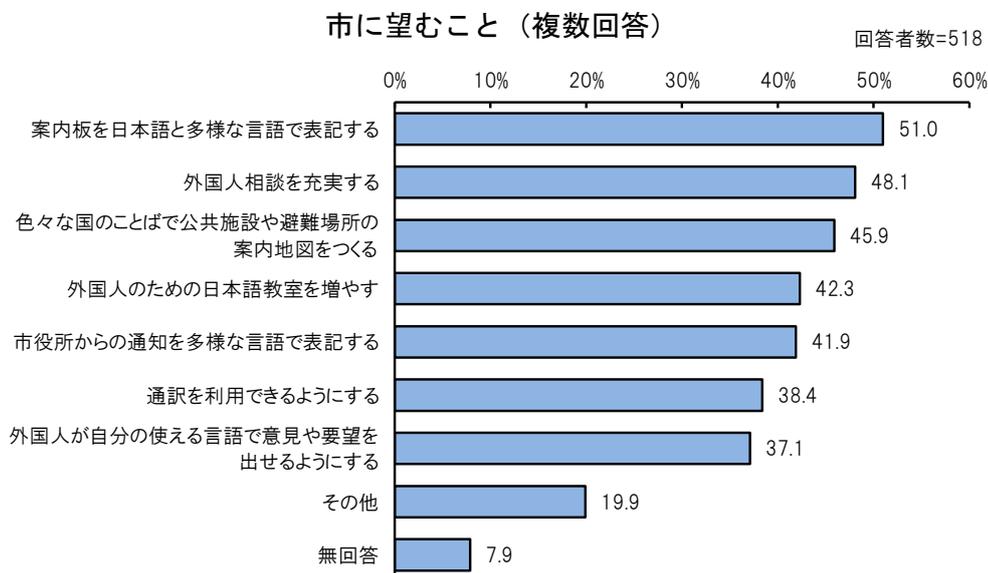
年齢別では、30歳代から50歳代で最も多いのは、いずれも「災害への備え、地震や火事などのときの対応」であり、各34.2%、41.4%、48.4%となっています。18～29歳は「災害への備え、地震や火事などのときの対応」と同時に「お祭りやスポーツなどのイベント」が最も多くあげられています。60～69歳は「医療や健康保険」32.0%、70歳以上は「税金・年金」50.0%が最も多くなっています。

年齢別 知りたい情報（複数回答）

順位／年齢	18～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上
1位	災害への備え、地震や火事などのときの対応／お祭りやスポーツなどのイベント 35.3%	災害への備え、地震や火事などのときの対応 34.2%	災害への備え、地震や火事などのときの対応 41.4%	災害への備え、地震や火事などのときの対応 48.4%	医療や健康保険 32.0%	税金・年金 50.0%
2位		税金・年金／医療や健康保険 32.2%	税金・年金 40.2%	税金・年金 39.1%	災害への備え、地震や火事などのときの対応／高齢者の支援 28.0%	特にない 37.5%
3位	税金・年金 29.3%		医療や健康保険 32.2%	医療や健康保険 25.0%		災害への備え、地震や火事などのときの対応／住宅 25.0%

【市に望むこと】

暮らしやすくなるために市に望むことは、「案内板を日本語と多様な言語で表記する」51.0%、「外国人相談を充実する」48.1%、「色々な国のことばで公共施設や避難場所の案内地図をつくる」45.9%、「外国人のための日本語教室を増やす」42.3%など、あまり差がなくあげられています。



日本での居住年数別で見ると、6ヶ月未満では「色々な国のことばで公共施設や避難場所の案内地図をつくる」「外国人が自分の使える言語で意見や要望を出せるようにする」ともに22.2%と最も多く、6ヶ月～1年未満は「色々な国のことばで公共施設や避難場所の案内地図をつくる」18.5%、1年～3年未満は「案内板を日本語と多様な言語で表記する」17.1%、3年～5年未満は「外国人のための日本語教室を増やす」24.6%、5年～10年未満及び10年以上は「外国人相談を充実する」各27.0%、23.2%となっています。

日本での居住年数別 市に望むこと（複数回答）

順位／居住年数	6ヶ月未満	6ヶ月～1年未満	1年～3年未満	3年～5年未満	5年～10年未満	10年以上
1位	色々な国のことばで公共施設や避難場所の案内地図をつくる／外国人が自分の使える言語で意見や要望を出せるようにする	色々な国のことばで公共施設や避難場所の案内地図をつくる	案内板を日本語と多様な言語で表記する	外国人のための日本語教室を増やす	外国人相談を充実する	外国人相談を充実する
	22.2%	18.5%	17.1%	24.6%	27.0%	23.2%
2位	市役所からの通知を多様な言語で表記する／その他	色々な国のことばで公共施設や避難場所の案内地図をつくる	色々な国のことばで公共施設や避難場所の案内地図をつくる	外国人相談を充実する	色々な国のことばで公共施設や避難場所の案内地図をつくる	案内板を日本語と多様な言語で表記する
	14.8%	14.3%	14.3%	13.8%	17.5%	12.8%
3位	通訳を利用できるようにする	外国人相談を充実する／外国人のための日本語教室を増やす	外国人相談を充実する／外国人のための日本語教室を増やす	色々な国のことばで公共施設や避難場所の案内地図をつくる	案内板を日本語と多様な言語で表記する	その他
	16.7%	12.1%	12.1%	12.3%	12.7%	10.3%

3. 八潮市の多文化共生に関する課題

(1) 居住年数5年未満でのニーズが高い日本語学習の支援

外国人市民意識調査では、普段の生活で困っていることや不安なことで最も多いのは「日本語」であり、全体の約3割が日本語に不安を感じています。

日本語の学習意欲は高く、約9割が「学びたい」意向を示しています。希望する日本語の学習方法は「独学」、次いで「ボランティアによる日本語教室」があげられています。

ボランティア団体へのヒアリング調査（以下、ヒアリング調査という）では、「受講者は働いている外国人が多いため、日本語教室の休日や夜間開催のニーズは高いものがあるが、ボランティアだけでは対応が難しい状況である。」「また、ボランティア養成講座に参加した日本人住民が新たに日本語教室を始めやすいように、市の支援があるとよい」などの意見がありました。

(2) 情報提供、相談体制の充実

外国人市民意識調査では、情報の入手先は、約6割が「インターネット・SNS」、生活で困ったときの相談先の大半は「家族・親戚」や「知人・友人」となっています。インターネットやSNSを活用した暮らしの制度の周知や災害時への対応に関する情報提供が求められます。

相談については、市役所にやってもらいたいこととして、「案内板を日本語と多様な言語で表記する」に次いで、「外国人相談を充実する」があげられていますが、特に重要なこととして1つだけ選んだ場合には、「外国人相談を充実する」が上回ります。

ヒアリング調査では、市の外国人相談窓口や担当部署が分かりにくいなどの意見がありました。

(3) 個々の状況に応じた適切な生活支援

外国人人口は増加を続けており、在留資格等から約6割は定住する外国人と見込まれます。定住化が進むなかで、地域の構成員としての外国人住民が増えつつあり、自立した生活を送るためにも日本語支援だけでなく生活支援も必要とされています。

<教育>

ヒアリング調査では、小学生までの子どもがいる外国人住民で、PTAなどの子どもに関わる活動への参加方法や、市や学校からの案内が日本語のため理解できない人が多くなっているとの声がありました。

また、学校により外国人児童生徒の受入体制や指導に差があり、複数いるボランティア間の連携や連絡調整がうまくいっていないなどの意見もありました。

<居住>

外国人市民意識調査では、ごみ出し等の生活ルールや習慣の違い、日本語の習得が不十分なためコミュニケーションがとれないことで、外国人住民と日本人住民との間でトラブルが生じるケースがあるとしています。日本の生活ルールの遵守、日本の文化・習慣への理解を深める必要があります。

ヒアリング調査では、受け入れ企業により技能実習生の暮らしへのサポートに差があること、公共の場で大きな声で話すなど文化の違いにより集団でいる外国人を怖いと感じてしまう日本人住民は多いのではないかとの意見もありました。

<労働>

外国人住民の就業形態は多様化していますが、外国人市民意識調査では、「仕事を探すとき」に差別や偏見を感じたとする人が約3割となっています。

<防災>

外国人市民意識調査にみられるように、外国人住民においても災害への備え、地震や火事などのときの対応への関心が高まっています。日本語が十分でない外国人住民は災害弱者となってしまう可能性があります。

<医療>

外国人市民意識調査では、自身や家族が病気になったときに困ったこととして「どのように具合が悪いかを病院の人にうまく伝えられなかった」、「医者や病院の人の説明がわからなかった」が多くあげられています。

ヒアリング調査でも、病気の時の対応に困っている外国人住民が多く、病院への付き添いを依頼されることがあるとの意見がありました。

(4) 地域での身近な交流ができる環境をつくる

外国人市民意識調査では、近くに住む日本人と交流していない理由として、「どのように交流すればよいのかわからない」を2人に1人の外国人住民があげています。日本人とともに生活していくうえでしていきたい活動は「あいさつなど、気軽に話をする」が最も多く、約6割の外国人があげています。

一方で、町会・自治会に加入している人・加入意向がある人は全体の2割にとどまります。加入していない（しようと思わない）理由は「必要性を感じられない」「加入のしかたがわからない」などであり、町会・自治会の必要性についての情報提供が必要です。

また、ヒアリング調査では、日本人との交流機会を望む外国人も多いため、きっかけづくりが必要ではないかとの意見がありました。

(5) 国際交流と次代を担う人材の育成

多文化共生に関する日本人へのアンケートでは、外国人住民と共に暮らすまちづくりを進めるために市がやるべきこととして「日本人と外国人との交流会やイベントを開催する」が最も多くあげられています。交流会やイベントなどでお互いの文化を知り、理解を深める機会や場をつくる必要があります。

また、グローバル化の時代を生きる子どもたちに向けて、英語教育を推進するとともに、国際感覚の醸成と国際理解を深める多文化共生の視点をもった教育、啓発を進める必要性も高まっています。

ヒアリング調査では、国際交流フェア等が本当に外国人と日本人との交流につながる内容になっているかわからない、外国人住民に参加してもらうために、より積極的な周知をする必要があるのではないかなどの意見がありました。

第3章 基本的な考え方

1. 基本目標

多文化共生で大切なことは、日本人住民と外国人住民がお互いを理解し合い、地域社会を構成する生活者として共に生きていくことです。日本人住民、外国人住民それぞれが持つ個性や能力、多様性を十分に発揮して、「お互いを尊重し、みんなで作る多文化共生のまち やしお」をめざします。

(仮) お互いを尊重し、みんなで作る
多文化共生のまち やしお

2. 施策の柱と基本施策

施策の柱1 学習支援と円滑なコミュニケーション

外国人住民が地域社会で安心して生活を送るためには、日本語の習得や生活に必要な情報を正しく理解することが必要です。日本語学習の機会拡充を図るとともに、生活に必要な情報を多言語ややさしい日本語での提供に努め、わかりやすい情報提供を推進します。

基本施策1. 日本語学習の支援

基本施策2. 行政・生活情報の提供

施策の柱2 誰もが安心して暮らせるまちづくり

外国人住民が安全で安心して生活を送ることができるよう、生活上の様々な事柄に対して、情報が得られ、困った時に相談できる環境を整備していくことが必要です。居住や就業といった生活基盤の確保や、健康で安心して生活していくために不可欠な医療・福祉、危機発生時への備えとしての防災、さらには子どもの就学支援を通して生活基盤の充実を図ります。

基本施策1. 相談体制の充実

基本施策2. 生活基盤の充実

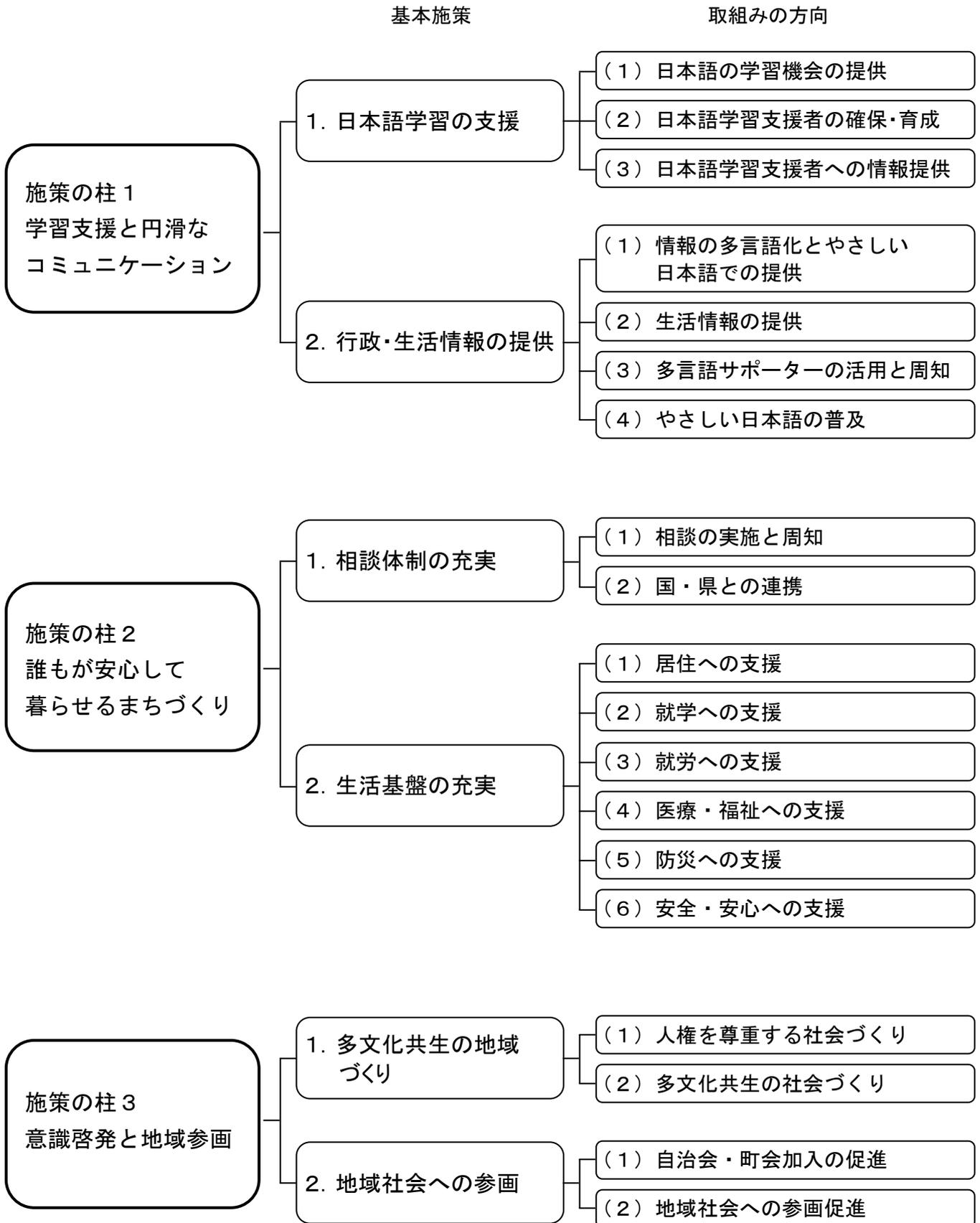
施策の柱3 意識啓発と地域参画

日本人住民と外国人住民が互いの人権を尊重し合い、それぞれの文化について理解を深める機会の充実を図り、多文化共生の社会づくりを進めます。また、外国人住民が地域社会の一員として参画し、活躍できるまちづくりに努めます。

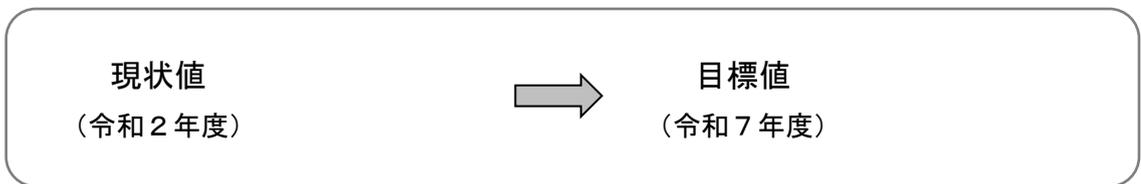
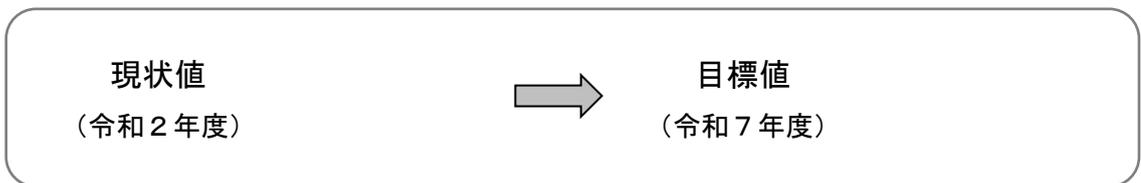
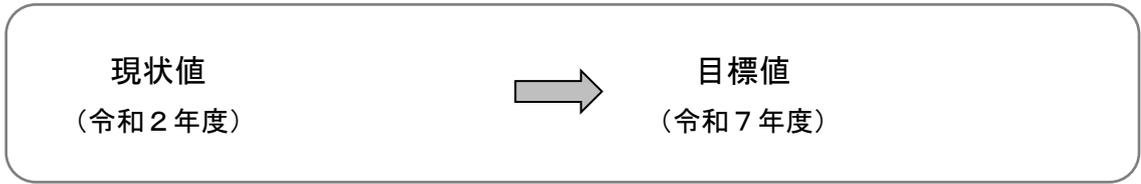
基本施策1. 多文化共生の地域づくり

基本施策2. 地域社会への参画

3. 施策の体系



4. 数值目標



★は、取組中の事業

☆は、新規事業（他自治体の事例を含む）

第4章 施策の展開

施策の柱1 学習支援と円滑なコミュニケーション

1. 日本語学習の支援

市内には、ボランティア団体による日本語教室がありますが、受講生の就労環境の変化など、生活スタイルに合わせた日本語学習機会を提供することの必要性が高まっています。日本語学習支援者の確保・育成を図り、ボランティア日本語教室を充実させることに努めるとともに、日本語学習支援者への関連情報の提供などとの連携・協働を図ります。

【取組みの方向】

(1) 日本語の学習機会の提供

日本語を初めて学ぶ外国人に対し、日常生活で使用する日本語を習得する機会の拡充を図ります。

〈主な事業〉

事業概要	担当課
★ボランティアによる日本語教室の開催情報の広報及び周知	市民協働推進課
★ボランティア団体による日本語教室の支援	市民協働推進課

(2) 日本語学習支援者の確保・育成

日本語学習をサポートするボランティアや指導者の確保・育成を図り、特に若い世代のボランティア参加を促進します。

〈主な事業〉

事業概要	担当課
★日本語教室の活動を考えている市民を対象とした養成講座の開催	市民協働推進課
☆新たなボランティアによる日本語教室の開催にあたって、指導内容や指導手法に関する研修機会の提供	市民協働推進課
★県と連携した「埼玉県多文化共生キーパーソン」（以下、「多文化共生キーパーソン」）の募集・活用	市民協働推進課



コラム3 多文化共生キーパーソン

埼玉県では、外国人住民と県や市町村などとの橋渡しをしていただける方を、多文化共生キーパーソンとして委嘱しています。

〈主な活動内容〉

- 県市町村などの行政情報を外国人住民へ伝達する
- 外国人住民に対し、地域の生活ルールなどを伝達する
- 地域の外国人住民からの生活相談に応じる
- 地域の外国人住民からの意見、希望などを県や市町村に伝達する
- 災害時における緊急情報の伝達及び外国人住民の安否確認などの協力
- 県や市町村に定期的な活動報告

2. 行政・生活情報の提供

外国人住民が地域で生活していくうえで必要となる行政・生活情報を入手できるよう、広報の多言語化や、やさしい日本語の普及による情報提供を図ります。また、通訳や翻訳を行う多言語サポーターの育成と活用に努めます。

【取組みの方向】

(1) 情報の多言語化とやさしい日本語での提供

社会生活に欠かせない行政サービスの手続き方法、制度の内容や地域社会のルールなど生活情報が理解されるよう、情報の多言語化とやさしい日本語による情報提供を図ります。

〈主な事業〉

事業概要	担当課
★県の外国人住民向け多言語情報冊子「外国人の生活ガイド」の周知と活用	市民協働推進課
★市ホームページの多言語による情報発信	秘書広報課
☆庁舎や公共施設等の案内板の多言語化	関係各課

(2) 生活情報の提供

外国人住民が本市で暮らしていくために必要な制度を理解し、行政・生活サービスを享受できるよう、市民生活に関する情報を提供します。

〈主な事業〉

事業概要	担当課
☆市民生活に関する情報の提供	関係各課

(3) 多言語サポーターの活用と周知

市役所や学校での通訳や書類の翻訳を行う多言語サポーターの活用を図ります。また、多言語サポーターの募集と周知を図り、サポートを必要とする人へつなぎます。

〈主な事業〉

事業概要	担当課
★多言語サポーターの活用	市民協働推進課
★多言語サポーターの募集・周知	市民協働推進課

(4) やさしい日本語の普及

やさしい日本語とは、日本語が十分に理解できない外国人住民にも分かりやすいよう、難しい単語や表現を使わない言葉です。外国人に情報を伝達する有効な手段として、庁内の掲示物や資料にやさしい日本語を使用するとともに、日本語の習得が十分でない外国人市民に対し、やさしい日本語を用いて対応します。

〈主な事業〉

事業概要	担当課
☆やさしい日本語の普及・啓発	市民協働推進課
☆行政文書の種別や内容に応じたやさしい日本語使用のマニュアル作成	市民協働推進課 関係各課



コラム4 八潮市多言語サポーターの募集

本市では、市役所や学校での通訳や書類の翻訳にご協力いただける多言語サポーターを募集しています。(令和2年8月現在の登録者 23名)

八潮市多言語サポーターを募集します!!

市役所や学校での通訳や書類の翻訳にご協力いただける「多言語サポーター」を募集しています。

募集対象者

- ① 日本語及び外国語で日常会話以上の読字力を持つ方
- ② 年齢満19歳以上の方(高校生を除く)
- ③ 外国籍の方は、就労可能な在留資格のある方

ただし、就労に制限がある場合は、その範囲内で活動することができます。

活動内容

- ① 公共施設内における通訳
- ② 市が作成する文書などの翻訳

※ 個人的な利用や、高度な専門知識を必要とするケースは対象外です。
※ 登録期間は2年間です。

謝 礼

- ・ 通訳1回(概ね2時間)あたり 2,000円(交通費を含む)
- ・ 翻訳A4・1枚(1,200字程度)あたり 1,000円

集 録 方 法 「八潮市多言語サポーター登録・更新申請書」をメール、郵送又はご持参下さい。申請書は市役所公民施設で配布しています。また、市のホームページからダウンロード出来ます。

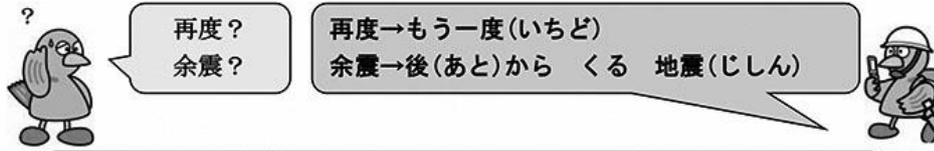
問 合 せ 場 所 八潮市役所 市民協働推進課 〒340-8588 八潮市中央1-2-1
TEL : 048-998-2111 (内線 328)
メール : shimirkodo@city.yashio.lg.jp



コラム5 やさしい日本語

「やさしい日本語」の作り方

1. 簡単な言葉に言い換え、漢字にルビをふるか、ひらがなに。



「避難所」 → 避難所(ひなんじょ) 《みんなが 逃げる ところ》
「炊き出し」 → 炊き出し(たきだし) 《温かい 食べ物を 作って 配る》
「亀裂の入った壁」 → 《壊れた 壁(かべ)》

2. 一つの文を短くし、文節に分ける。
主語、述語は一組の簡単な構造にする。



文の途中に「ね」を入れて切っても、おかしくない箇所で区切る。
きょう(ね) / あさ(ね) / 大きい(ね) / 地震が(ね) /

3. カタカナ語と外来語は使わない。
擬態語(めちゃくちゃ等)や擬音語(ゴロゴロ等)は使わない。



4. 動詞を名詞化したものは使わない。
あいまいな表現と二重否定は使わない。



5. 元号は西暦に、年月日を用いる。時間は12か24時間表示に統一する。



埼玉県「やさしい日本語(にほんご)」の づくりかた より

施策の柱2 誰もが安心して暮らせるまちづくり

1. 相談体制の充実

外国人市民意識調査から、暮らしやすくなるために市に望むことの最優先として、「外国人相談の充実」が求められていることが分かります。外国人住民が安心して暮らせるよう、さまざまな相談窓口の周知・活用を図る一方、総合的な相談窓口の設置に努め、関係課や県と連携した相談業務の充実に努めます。また、県と協力し、相談業務にかかわる職員研修の充実に努めます。

【取組みの方向】

(1) 相談の実施と周知

外国人住民が地域で生活するうえで生じるさまざまな問題や悩みに対して、外国人住民と行政の間で情報提供や相談役となる多文化共生キーパーソンを確保し、登録の推進と周知とともに、活動を支援します。また、行政書士による外国人市民相談の周知を図ります。

〈主な事業〉

事業概要	担当課
★多文化共生キーパーソンの登録推進と周知	市民協働推進課
★多文化共生キーパーソンの活動支援	市民協働推進課
☆外国人相談窓口の設置	秘書広報課 市民協働推進課

(2) 国・県との連携

県の「外国人総合相談センター埼玉」と連携し、市では対応できない相談に応じるとともに、国の多文化共生アドバイザー制度の活用を図ります。

〈主な事業〉

事業概要	担当課
☆多文化共生アドバイザー制度の活用	市民協働推進課

2. 生活基盤の充実

住まいや仕事、学校教育、医療・福祉など生活のさまざまな場面に応じた支援を図ります。外国人市民意識調査では、生活していくうえでもっと知りたい情報として「災害への備え、地震や火事などのときの対応」が最も多く、次いで「税金・年金」「医療や健康保険」と続きます。

外国人住民にとっても防災や災害時の対応は関心の高いテーマとなっており、防災に関する知識の普及啓発や、災害発生時の対応について周知を図ります。また、税、保険料、医療などについて、外国人住民の適切な制度理解に努めます。

【取組みの方向】

(1) 居住への支援

市内の不動産事業者に対し、外国人住民を支援する情報提供を図るとともに、外国人が円滑に賃貸住宅に入居できるよう、生活ルール等の周知を図ります。また、外国人住民の住まい探しを支援します。

〈主な事業〉

事業概要	担当課
★市内の不動産事業者を通じた自治会・町会の情報提供	市民協働推進課
★ごみカレンダーやごみの分別表の多言語化と周知	環境リサイクル課

(2) 就学への支援

外国人住民に対し、わが国の教育制度についての広報と周知、就学の促進を図るとともに、日本語の習得が十分でない外国人の児童生徒の日本語習得のサポートや生活習慣指導を行います。

〈主な事業〉

事業概要	担当課
★小中学校への就学促進のための広報と周知	学務課
★小中学校に配置されている日本語指導加配の教員による日本語指導及び生活習慣指導	指導課
★地域人材やボランティアによる日本語指導	指導課

(3) 就労への支援

賃金、労働時間など労働関係法令を遵守するよう地元企業への意識啓発を図ります。

〈主な事業〉

事業概要	担当課
☆地元企業への労働環境の整備に関する意識啓発	商工観光課
★相談内容に応じて関係機関につなぐ支援	商工観光課

(4) 医療・福祉への支援

わが国の医療や福祉制度について情報提供を図り、また、外国語対応が可能な病院や薬局の情報提供を図ります。外国人住民の社会保障制度の適切な理解と加入を促進します。

〈主な事業〉

事業概要	担当課
★県の「外国人総合相談センター埼玉」の案内	市民協働推進課
★県のホームページによる多国語対応可能な医療施設情報の周知	健康増進課

(5) 防災への支援

外国人住民の防災意識の向上や防災訓練への参加を促進する一方、災害発生時において適切な対応が図られるよう体制を整備します。

〈主な事業〉

事業概要	担当課
★「八潮市地域防災計画」における外国人住民対策の位置づけ	危機管理防災課
☆災害発生時に地域で助け合える関係づくりの推進	市民協働推進課 危機管理防災課
★避難所における誰もがわかりやすい表示	危機管理防災課
★多言語版「八潮市洪水地震ハザードマップ」の周知	危機管理防災課
☆県のホームページで提供している多言語で作成した「外国人避難者用質問票」と「指さし会話シート」の周知	市民協働推進課 危機管理防災課
☆多言語やさしい日本語による防災関連情報の提供や県による「7か国語防災ガイドブック」の活用	危機管理防災課
★外国人住民が参加できる防災訓練の情報提供と実施	市民協働推進課 危機管理防災課
★災害発生時における「埼玉県災害時多言語情報センター」と連携した情報発信	市民協働推進課 危機管理防災課

(6) 安全・安心への支援

関係機関と連携し、防犯、交通安全や消費生活などの生活安全に関する意識の向上を図ります。

〈主な事業〉

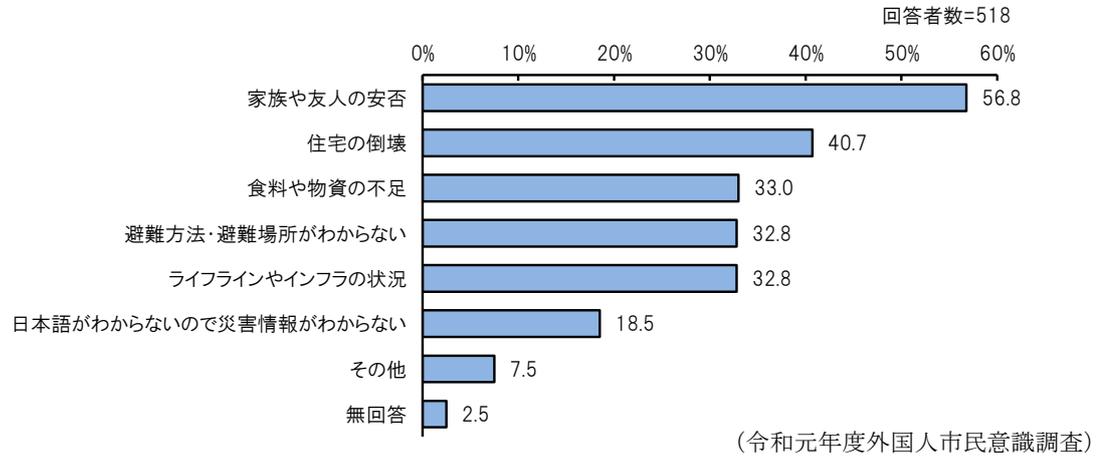
事業概要	担当課
☆多言語やさしい日本語による意識啓発と情報提供	市民協働推進課 交通防犯課 商工観光課 関係各課



コラム6 災害が起きたときに心配なこと

外国人市民意識調査では、災害が起きたときに心配なこととして、「家族や友人の安否」を多くの方があげています。

災害が起きたときに心配なこと（複数回答）



施策の柱3 意識啓発と地域参画

1. 多文化共生の地域づくり

多文化共生の地域づくりを推進するため、外国人住民が心理的偏見や差別を受けることのないよう、人権を尊重する社会づくりを推進します。日本人住民と外国人住民の相互理解を促進するため、交流イベントを開催することで、交流機会を創出するとともに、多文化共生の地域づくりに取り組みます。

【取組みの方向】

(1) 人権を尊重する社会づくり

市民一人ひとりが互いの文化や価値観への理解と尊重を深めながら、人と人との共生する差別のない社会を目指し、人権教育、啓発活動を推進します。

〈主な事業〉

事業概要	担当課
★人権意識向上のための啓発	社会教育課 人権・男女共同参画課
★人権教育の推進	学校教育課 社会教育課

(2) 多文化共生の社会づくり

生涯学習の講座やフォーラムなど、さまざまな機会を捉え、市民一人ひとりが人権尊重や多文化共生に対する理解を深め、多文化にふれる機会を通して相互理解を図ります。

〈主な事業〉

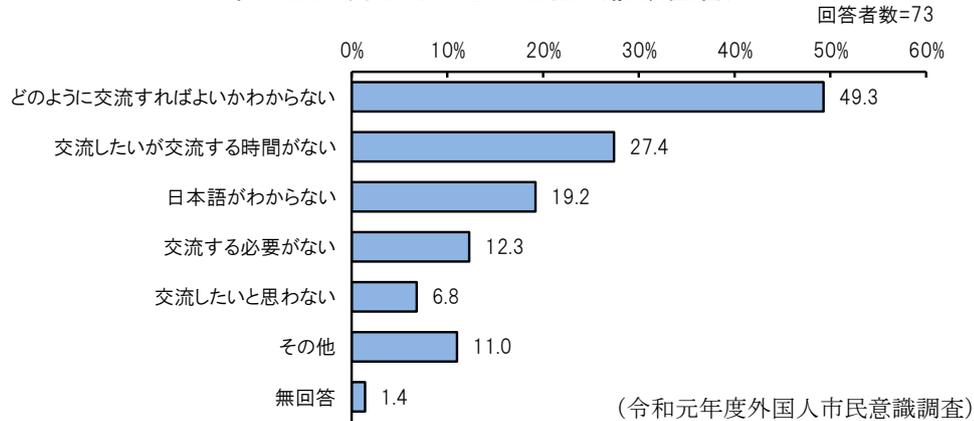
事業概要	担当課
★さまざまな機会を捉えた多文化共生意識の啓発	市民協働推進課 関係各課
☆海外で活動された市民や外国人住民が講師となり、海外での活動、自国の文化などについて紹介するまちづくり出前講座の実施	市民協働推進課
★外国の歴史や文化についての理解を深め、国際社会に生きる日本人としての資質を養うことを目的とした、海外への中学生派遣	指導課
★市内小中学校への外国人語学指導助手（ALT）等の配置	指導課
★日本語国際センターと連携した、ワンナイトステイ事業の推進	市民協働推進課
★外国人との交流機会を持ち、異文化への理解を推進する国際交流フェアの開催	市民協働推進課
☆外国人と日本人によるやしおの魅力を感じることのできるまち歩きツアーの実施	商工観光課
☆市内で活躍する国際交流団体の活動内容の紹介	市民協働推進課
☆市内で活躍する外国人住民の紹介	市民協働推進課
☆日本人住民と外国人住民のお互いの理解を深める協働による情報誌の作成・配布	市民協働推進課
★草加市・越谷市・八潮市・三郷市・吉川市・松伏町の5市1町で構成される埼玉県東南部都市連絡調整会議により発行されている多言語観光ガイドブック「SAITAMA RING ROUTE」の周知	企画経営課
☆多文化共生に関わるボランティアや団体の連携・ネットワーク化の推進	市民協働推進課



コラム7 日本人と交流していない理由

外国人市民意識調査では、日本人と交流していない理由として「どのように交流すればよいかわからない」を2人に1人があげています。

日本人と交流していない理由（複数回答）



コラム8 多文化交流イベント

多文化交流2019 やしお International Friendship Festival

ビンゴ大会!
Let's play BINGO!
(1回100円)

入場無料
Get in free

日時 2019年11月9日 (土) SAT
午前AM9:30～午後PM3:00

場所 やしお生涯学習館

音楽 Music **ゲーム Game** **体験 Experience** **料理 Food** **文化 Culture**

※ゲームや体験は一部有料
Some game and experience will be charged

主催：国際交流事業実行委員会 共催：八潮市
問い合わせ：事務局（八潮市役所 市民協働推進課内）
TEL 048-996-2016（月～金 8:30～17:15）
E-mail: shiminkyodo@city.yashio.lg.jp

多文化交流2019 やしお 開催レポート

2019年11月9日(土) 午前9時30分～午後3時
場所: やしお生涯学習館

模範店ではパキスタンや中国の料理が並びました!

約1,000名の方が来場され、世界の音楽の演奏や模範店での食文化体験などさまざまな催し物もあり、とても賑やかなイベントとなりました!

八潮南高校吹奏楽部による素敵な演奏や二胡、ロシアの歌など世界の音楽、フラメンコなどのダンスも楽しめました!

メインイベントのビンゴ大会では2回の開催で計200名が参加され、会場全体で盛り上がりました! 景品は世界各国のお土産が用意され、景品選びも真剣です。

お抹茶を味わい、日本文化を体験!

発行: 八潮市国際交流事業実行委員会事務局

2. 地域社会への参画

外国人住民が地域住民の一人として地域社会に参加し、活躍できるよう、自治会・町会への参加促進に努めます。また、地域コミュニティやボランティア活動への参加を促進し、地域活動に参加する楽しさや必要性を感じることができる環境づくりに取り組みます。

【取組みの方向】

(1) 自治会・町会加入の促進

地域で生活する一員として外国人住民の地域社会への参画を促すため、自治会・町会加入を促進し、地域活動への参画を促します。

〈主な事業〉

事業概要	担当課
☆自治会・町会加入促進のためのマニュアル作成	市民協働推進課

(2) 地域社会への参画促進

外国人住民の地域社会やまちづくりへの参画意識を醸成するとともに、外国人住民が参画しやすい環境づくりを進めます。

〈主な事業〉

事業概要	担当課
☆外国人住民のコミュニティリーダーの確保・育成	市民協働推進課
☆八潮市コミュニティ協議会や自治会・町会による日本人住民と外国人住民との交流会の支援	市民協働推進課

第5章 プランの推進

1. プランの推進体制

(1) 庁内会議

本プランの推進にあたっては、庁内関係部署が十分に連携し、横のつながりを持って様々な取組みを推進する庁内体制の充実を図ります。

(2) 策定委員会

多文化共生に関する有識者や関連団体の関係者などから、本プランの実施状況の報告や多文化共生の推進に必要な事項についての意見や提言を求め、適宜、施策への反映に努めます。

2. プランの周知と進行管理

(1) プランの周知

市の広報紙やホームページをはじめ、様々な媒体を活用し、取組みや事業の進捗状況について広く周知を図ります。

(2) プランの進行管理

プランの進行管理にあたっては、庁内関係各課においてPDCAサイクルに基づく進行管理を踏まえ、取組みについて点検、評価を行い、常に改善を図ります。

